

金融庁説明資料

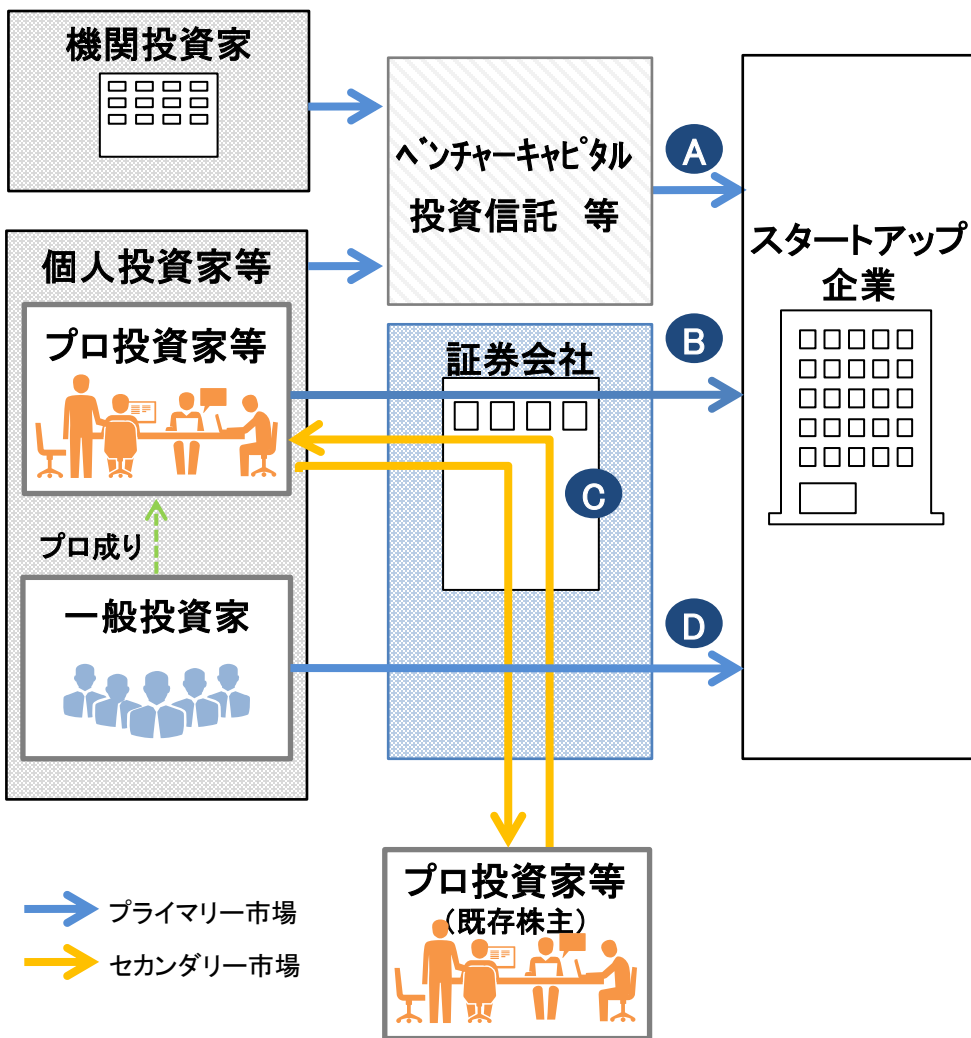
2026年6月25日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

スタートアップ企業等への成長資金の供給促進に向けた取組み(全体像)



※赤枠は、2026年春以降に改正を予定する施策
 ※★は、法改正事項

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ ベンチャーキャピタル(VC)を通じた投資

- ① 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)を策定・周知
- ② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和
- ③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)を策定

■ 投資信託等を通じた投資

- ⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備・柔軟化
- ⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和

B プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

- ⑦ 米国並みの資金調達環境の整備(日本版Rule506)による更なる活性化(インターネット等による勧誘緩和等)
- ⑧ J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大★
潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備
- ⑨ 個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和

C (プロ投資家等による)非上場株式の流通市場の整備

- ⑩ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための参入規制を緩和
- ⑪ 特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大

D 一般投資家の直接投資による資金供給の強化

- ⑫ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和
- ⑬ 株主コミュニティへの勧誘対象を拡大
- ⑭ 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ★
- ⑮ 少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ★

近年の主な取組・施策(概要)

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の促進

ベンチャーキャピタル(VC)を通じた投資(2025年 約3,100億円)

- ① 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)を策定・周知(2024年10月)
 - ✓ VCのガバナンス向上や投資先企業の支援等を促し、機関投資家からVCへの資金供給やスタートアップの成長等を活性化
- ② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和(2024年11月)
 - ✓ 一定の知識経験を有する投資家による出資額の上限規制を撤廃し、起業経験等のあるエンジェル投資家による投資を活性化
- ③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和(2024年11月)
 - ✓ スタートアップの設立年数要件を緩和(10年→20年未満)し、銀行グループによる投資を活性化
- ④ 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)を策定(2023年12月)
 - ✓ 金融機関等の運用における新興運用業者の活用を活性化

投資信託等を通じた投資(公募投資信託の純資産総額 約900億円)

- ⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備(2024年2月)
 - ✓ リスクを理解・許容できる一般投資家による投資が広がるほか、スタートアップの上場後も投資が継続することが期待される
- ⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和(2024年3月・2025年2月)
 - ✓ 開示内容を緩和・自己投資口の取得を解禁し、投資法人の参入促進

C 非上場株式の流通市場の整備

- ⑫ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための規制を緩和(2024年5月金商法改正、2024年11月・2025年5月施行)
 - ✓ 小粒上場を回避し、株主の換金機会を拡大するため、非上場株式の仲介を行う証券会社の登録要件を緩和する等、証券会社の参入を促進

投資家の直接投資による資金供給の促進

B プロ投資家による投資(累計 約310億円)

- ⑦ 資金調達枠組み(J-Ships)を整備したほか、個人がプロ投資家になるための要件を緩和(2022年)
 - ✓ 一般投資家を対象とする場合の厳格な情報開示を要せずに、広く個人も含めたプロ投資家による投資が可能となる
- ⑧ 米国並みの資金調達環境の整備(日本版Rule506)による更なる活性化(2025年2月・3月)
 - インターネットを含む様々な媒体による勧誘の利便性向上
 - 個人がプロ投資家になるための要件の明確化
 - ✓ プロ投資家へ移行するメリットや要件がわかりやすくなり、投資家の裾野を拡大

D 一般投資家による投資(累計 約220億円)

- ⑨ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和(2025年2月)
 - ✓ 企業の発行上限(1→5億円)や投資家の投資上限(50万→最大200万円)の緩和により、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進
- ⑩ 少額の資金調達に係る届出書様式の簡素化(2025年2月)
 - ✓ 記載が必要な監査済み財務諸表の数を縮減等
- ⑪ 株主コミュニティ(地域に根差した非上場企業の株式を売買する枠組み)への勧誘対象を拡大(2024年11月)
 - ✓ 発行企業の取引先の役職員等への参加勧誘を可能とし、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進

2026年春以降に取り組む施策(概要)

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ VCを通じた投資の活性化

- 「VCにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)の改訂を通じて、VCからスタートアップへの資金供給・支援強化等を推進(26年秋頃予定)

■ 非上場株式に投資する投資信託等の枠組みを整備・柔軟化

- 投資信託の非上場株式の組入れ比率(公募:原則15%まで)に係る**上限超過時の対応を柔軟化**(運用協規則改正/26年4月施行)
また、**非流動性資産に特化した公募投資信託の枠組み**を今後検討
- 東証上場ベンチャーファンド**に係る**運用の自由度の向上等**を図る(上場後のポートフォリオ構築期間の延長等)
(東証規則改正/26年夏頃施行予定)
- 国家戦略特区**において、**プロ向けの少額ベンチャーファンドの監査要件を投資家同意の下で不要**にする(府令改正/26年4月施行)

B プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

■ J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大

- 特定投資家私募(J-Ships^(注1)等)**の勧誘の相手方の範囲を拡大し、**潜在的特定投資家^(注2)**を追加(金商法改正案/27年4月施行予定)
(注1)非上場企業の株式や投資信託等を特定投資家向けに発行・流通することを可能にする制度
(注2)特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家への移行手続きを行っていない者

■ 潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備

- 潜在的特定投資家に対する勧誘の仕組みを新たに整備**
(日証協規則改正/26年6月施行)

■ 個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和

- 平均取引頻度要件を現行の月4回以上から**年1回以上に緩和**
(府令改正/26年春頃施行予定)
- スタートアップ等への投資経験を有する**中小企業の役員等が特定投資家に該当し得る旨を明確化^(注3)**(Q&A改訂/26年春頃予定)
(注3)25年春にも、上場会社やスタートアップの役員等、M&Aの業務経験者等が該当し得る旨をQ&A改訂で明確化

C (プロ投資家等による)非上場株式の流通市場の整備

■ 特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大

- 特定投資家向け有価証券^(注4)**を、特定投資家、潜在的特定投資家等に加え、**当該有価証券の発行会社の役職員、既存株主及び発行会社との間でM&A等を実施する相手方にも、有価証券届出書なく譲渡可能**に(府令改正/27年春頃施行予定)

(注4)特定投資家私募が行われた有価証券、それと同一種類の有価証券等

D 一般投資家の直接投資による資金供給の強化

■ 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ

- 有価証券届出書の**提出免除基準**を1億円から**5億円に引上げ**
(金商法改正案/27年4月施行予定)

■ 少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ

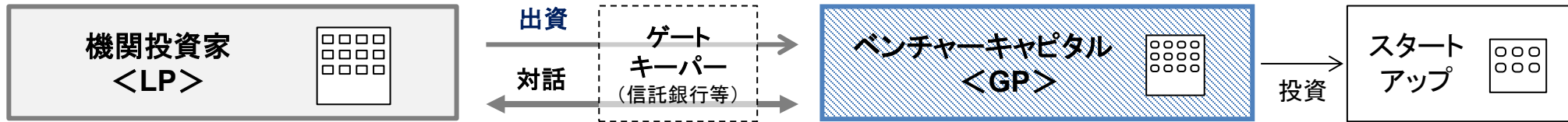
- 簡易様式の有価証券届出書**を利用できる**少額の株券等の募集**について、**利用可能額の範囲**(1億円から5億円)を**5億円から10億円に引上げ**
(金商法改正案/27年4月施行予定)

■ 金商業者の仲介促進

- 金商業者における**非上場株式の原則勧誘禁止を見直し**、日証協の自主規制規則に定める取引制度に基づく勧誘へ**規制体系を転換**
(日証協規則改正/26年6月施行)

「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(VCRHs)の改訂について

- 国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル(VC)に円滑に供給されるよう、金融庁と経済産業省が共同して「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を開催し、「推奨・期待される事項」を2024年10月に策定
- GP・LPにおいてVCRHsが浸透しつつあり、VCによるスタートアップの支援強化等をより一層図る観点から、VCRHsの見直しを検討中(2026年6月18日に「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を開催)



概要

- VCのガバナンス等の向上を通じ、内外機関投資家からVCへの円滑な資金供給、スタートアップエコシステムの進化を目的とする
- 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCとして備えることが「推奨される事項」と、スタートアップエコシステムの発展に寄与し、LPの中長期的なリターンを向上させるものとしてVCに一般的に「期待される事項」の二段構成

	推奨される事項	期待される事項
内容	受託者責任・ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> ● 受託者責任の認識・LPへの説明 ● 持続可能な経営体制(キーパーソン等)の構築 ● コンプライアンス管理体制の確保 ● LPの権利の透明性確保 	投資先の企業価値向上 <ul style="list-style-type: none"> ● スタートアップの成長に資する投資契約 ● 投資先の経営支援(人材紹介、ノウハウ提供等) ● 投資後の継続的な資本政策支援等(フォローオン投資、ファンド期間の延長、M&A含む最適なエグジット手法・時期の検討) ● 投資先の上場後の対応(クロスオーバー投資)
	利益相反管理等 <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反管理体制の整備(LPへの諮問等) ● GPIによる出資コミットメント等 	
	情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 保有資産の公正価値評価 ● 四半期ごとのファンド財務情報等の提供 	その他 <ul style="list-style-type: none"> ● ESG・ダイバーシティ

「推奨・期待される事項」の主な見直し案

【投資先の経営支援】に関する項目

- 投資先企業のスケールアップを通じたリターンの最大化を図る観点から、投資先企業の経営体制の構築支援や海外展開の支援が期待されることを追記

【投資先の資本政策支援】に関する項目

- IPOのみならず、M&Aや戦略的パートナーとの資本業務提携といった複数の出口戦略の計画的な検討や、エグジットの方法・タイミングについて投資先企業との早期からの対話が期待されることを追記

【投資方針】に関する項目 [新設]

- GPは、LPが他のアセットクラス(PEファンド等)と比較して、より高いアップサイドのリターンの獲得をVCに対して期待していることを意識し、強みや特徴を踏まえた差別化戦略等の投資方針を明確に策定し、LPに対して分かりやすく説明を行うことが推奨されることを追記

【受託者責任】に関する項目

- 投資先企業の不祥事によって、LPに不測の損失が生じないように、コンプライアンスも含めた経営状況(例:会計処理の適切性、法令順守、サイバーセキュリティ対応)について十分な把握(外部の知見も借りたデューデリや取引先に対するヒアリングの実施)が推奨されることを追記

【コンプライアンス管理】に関する項目

- ハラスメント防止に係る社会的要請の高まりを踏まえ、ハラスメント防止に係る体制整備(定期的な研修の受講、独立した相談窓口の設置を含む)が推奨されることを追記

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要 (スタートアップ企業への資金供給の促進)

背景

- スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、**非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題**
- プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達手段(特定投資家私募)に係る制度を整備してきたが、**特定投資家の裾野が狭い**こともあり、**資金調達の事例は限定的**

※ 特定投資家私募は、証券会社の関与が必要。また、有価証券届出書は不要であるが、投資者向けの簡易な情報提供が必要

課題

- 投資者保護に留意し、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備しつつ、**プロ投資家の裾野拡大を図ることにより**、スタートアップ・成長企業への投資を更に促進する必要

改正事項

(1) 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- **有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ**【改正金商法第4条第1項第4号】
- **5億円以上10億円未満の募集(少額募集)については、より簡易な様式による有価証券届出書を利用可能に**【改正金商法第5条第2項】

(注1) 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している

- ・ 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
- ・ 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ・ ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- ・ サステナビリティ情報の開示を任意化

(3) 株式報酬に係る開示規制の見直し

- 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外(**有価証券届出書の提出は不要**)【改正金商法第2条第3項第1号ロ、第2号ハ等】

(2) 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- **特定投資家の裾野拡大のため**、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、行為規制上の保護を希望し、特定投資家になるための移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**【改正金商法第2条第3項第1号イ、第2号ロ等】

(注2) ただし、仲介する証券会社には、適合性原則、説明義務等の行為規制が一般投資家と同様に適用

(注3) これに併せて、内閣府令等の改正により、特定投資家の移行要件を緩和・明確化する予定

一般投資家の直接投資による資金供給の強化

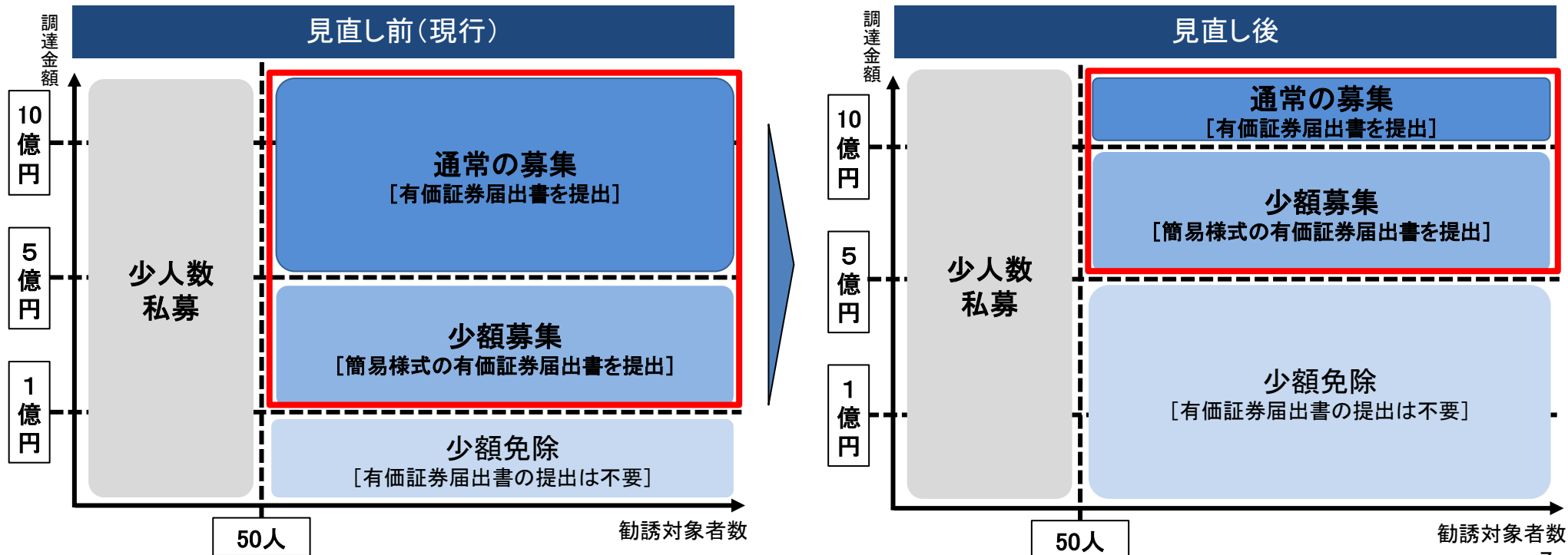
- スタートアップ・成長企業への資金供給を更に促進するため、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備

一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ
- 5億円以上10億円未満の資金調達については、簡易な様式による有価証券届出書の提出(少額募集)を利用可能に

※ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している。

- ・ 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
- ・ 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ・ ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- ・ サステナビリティ情報の開示を任意化



プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

- 特定投資家私募(プロ向けの私募)の勧誘の相手方に、特定投資家と同等の能力を有する「潜在的特定投資家」を追加

プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- 特定投資家を相手方とする資金調達手段である**特定投資家私募**では、証券会社の仲介の下、簡易な開示様式による情報(監査不要)の提供又は公表を条件として開示規制を免除している。特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたが、**資金調達の事例は限定的**であり、特定投資家の裾野の拡大が必要
- そのため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、行為規制上の保護を受けることを希望することから特定投資家への移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を、**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**
- 潜在的特定投資家を相手方とする勧誘行為に適用される金商法上の規制は、以下のとおり。

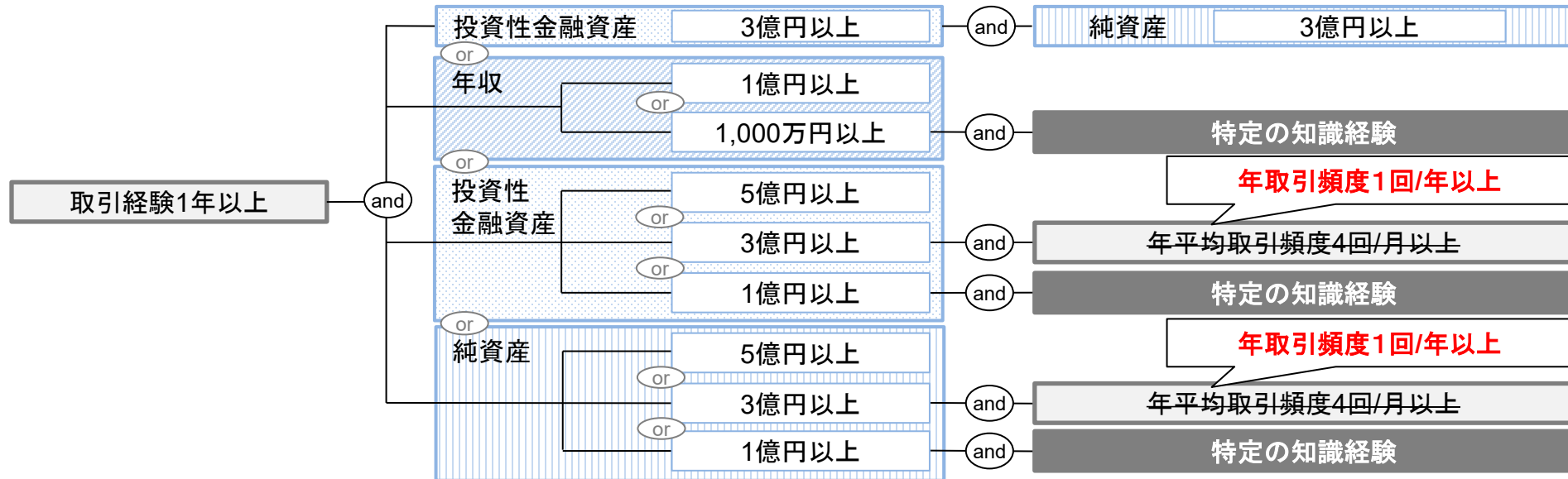
	見直し前(現行)	見直し後
特定投資家私募(開示規制)の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家、 潜在的特定投資家
適合性原則、説明義務等(行為規制)が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家 ※ 潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として取り扱われる

個人が特定投資家になるための要件の見直し案の概要

※赤字部分について
緩和・明確化を検討

- 特定投資家による投資の活性化を図る観点から、特定投資家に移行可能な個人の要件を緩和・明確化する方向で見直し予定(平均取引頻度の要件については、2026年4月10日～5月11日にかけて、パブリックコメントを実施)

個人が特定投資家になるための要件



「特定の知識経験を有する者」(以下のいずれかに関する実務に通算1年以上従事した者)

金融業に係る業務に
従事

経済学又は経営学の
教授・准教授等

以下の資格保有者
・証券アナリスト、証券外務員(1・2種)、
FP技能士(1・2級)、中小企業診断士

経営コンサルタント業に従事する者
その他の者で、**左記と同等以上の知識
経験を有する者**【バスケット条項】

2025年3月明確化

「同等以上の知識経験を有する者」の例示(以下のいずれかに関する実務に概ね通算1年程度従事した者)(注)

有価証券報告書
提出会社(上場会社等)
の役員

企業財務・経営戦略策定等の
業務経験のある以下の者^(※1)
・上場会社等の従業員
・スタートアップの役職員

M&A・IPOの
業務経験者^(※1)

以下の資格保有者
・公認会計士
・税理士
・資産形成コンサルタント

認定経営革新等
支援機関^(※2)

(※1)当該業務において中核的な役割を担う者として従事した者に限る

(※2)中小企業に専門性の高い支援を行う者として中小企業経営強化法に基づく認定を受けた者

(注) なお、証券会社は上記に該当しない者についても、**例えば他の非上場会社やベンチャーキャピタル等への出資経験が1年以上ある非上場の役員等**、その知識経験の内容次第で「同等以上の知識経験を有する」と認めることが可能。

明確化

(参考)「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」(金融庁・経済産業省)の開催

- 2025年12月2日、金融庁と経済産業省の共催により、スタートアップへの資金供給を支える各主体と政府が一堂に会するイベントとして、「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」を開催。
- 当日は、ベンチャーファンドの運営側(VC、PE)、投資家側(各金融機関の業界団体、企業年金連合会、政府系金融機関)、経済団体、スタートアップ関係団体、JPXなどが参加。
- 各主体より、スタートアップへの資金供給をより一層強化し、成長を後押ししていくための取組状況や今後の方針等について、それぞれ発言が行われ、スタートアップエコシステムの更なる活性化に向けた認識の共有が図られた。

<参加主体>

金融庁	産業革新投資機構
経済産業省	日本政策投資銀行
日本ベンチャーキャピタル協会	日本証券業協会
日本プライベート・エクイティ協会	東京証券取引所
日本エンジェル投資家協会	日本経済団体連合会
信託協会	経済同友会
生命保険協会	新経済連盟
全国銀行協会	スタートアップ協会
投資信託協会	スタートアップエコシステム協会
日本投資顧問業協会	日本公認会計士協会
企業年金連合会	

(合計21団体・順不同)

スタートアップへの資金供給における目指すべきエコシステムの姿

- スタートアップへの資金供給にかかる各主体において、目指すべきエコシステムの姿について認識の共有を図ることで、スタートアップへの資金供給を活性化し、成長を後押しするとともに、関係する各主体にも裨益するエコシステムを創出していく。

